

社団法人千葉犯罪被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「社団法人千葉犯罪被害者支援センター」（以下「本センター」という。）という。

2 センターの略称は、「千葉CVS」（千葉 Crime Victim Support の略）とする。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を千葉県千葉市中央区市場町2番15号に置く。

(目的)

第3条 センターは、犯罪等により生命、身体、自由及び財産を侵害され、又は、脅威を与えられた者及びその家族、又は、遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第4条 この定款において「犯罪等」とは、刑罰法令に触れるすべての行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項、第39条第1項及び第41条の規定により罰せられない行為を含む。）及び交通事故をいう。

(事業)

第5条 センターは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被害者等に対する相談事業
- (2) 関係機関、団体等との連携による被害者等の支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づく犯罪被害者等給付金の裁定の申請の補助事業
- (4) 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供等による支援事業
- (5) 被害者支援の必要性に関する広報・啓発活動事業
- (6) 被害者自助グループへの支援事業
- (7) 被害者等の支援活動に携わる相談員及び直接支援員の養成及び研修事業
- (8) 被害者等の支援に関する調査及び研究事業

(9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 センターの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員は、センターの目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。
- (3) 名誉会員は、センターに功労があった個人、団体又は学識経験者等で、理事会が推薦し、総会で承認されたものとする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

(退会及び資格喪失)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会の議決を経て理事長が別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 犯罪により罰金刑以上の刑罰を科せられたとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第10条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければな

らない。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 10名以上15名以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。以下同じ)
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)及び所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下としなければならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定める順序に従いその職務を行う。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(顧問)

第18条 センターに顧問1人以上5人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦により、理事長が委嘱

する。

- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、費用を弁償することができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 センターの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 名誉会員は、総会に出席して意見を述べるができる。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場

合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないセンターの業務の執行に関する事項
(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第37条 センターの経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度の開始前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金等)

第41条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

2 予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。

3 センターが解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第45条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。この場合において、当該事務局長及び当該職員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(帳簿及び書類備付け)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 秘密の保持

(秘密を守る義務)

第47条 役員及び職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。